

第65回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議
(新型インフルエンザ等対策本部会議) 議事録

日時：令和4年3月18日(金) 9:30~10:10

場所：第三応接室

○坂本危機管理局次長

ただいまから、第65回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議を開催いたします。本日の手話通訳者は、亀田郁さんと、障害福祉課 山上美紀さんのお二方です。

はじめに、危機対策本部の対応状況につきまして、統括調整部より説明いたします。

○橋本統括調整部長

それでは資料1を御覧ください。本日の危機対策本部会議の開催の趣旨ですが、本県に対するまん延防止等重点措置が3月21日で終了となること等に伴う県の対処方針の変更等となっております。

感染症の発生状況等については、このあと健康福祉部から説明がございます。また、2ページ以降、対策本部各部の対応については、追加・変更等はアンダーラインを付しておりますが、前回の本部会議以降の対応ということになっておりますので、詳細については省略いたします。

後ほど御確認いただければと思います。資料1については以上です。

○坂本危機管理局次長

次に、感染症の状況等につきまして、健康福祉部長お願いいたします。

○奈須下健康福祉部長

それでは感染の状況について、資料2と資料3で御説明いたします。

まず資料2ですが、3月17日、昨日16時30分現在の状況になります。これまでに判明した感染者数は、29,239名、現時点で入院している方が143名、宿泊療養者101名、自宅療養者3,079名となっております。

次のページを御覧ください。入院者の内訳ですが、重症者が6名、中等症が27名、その他が110名となっております。

資料3を御覧ください。1枚おめくりいただきまして、スライド3、新規陽性者の状況についてお知らせいたします。人口10万人当たりの1週間の新規陽性者数ですが、前週と比べて県全体で0.973と若干下がっておりますが、顕著な減少ということではなく、高止まりの状態が続いております。

折れ線グラフのところになります。圏域別の新規陽性者数になります。青森圏域、津軽圏域、八戸圏域で引き続き高い状況が続いております。下のグラフは、今般のオミクロン株を中心とする感染拡大の規模感を、過去の感染拡大期と比較してみたものです。感染者数が著しく多くなっているという状況が分かります。

次のページ、スライド5です。市町村別の1週間の新規陽性者数になります。紫でお示しております青森市及び八戸市が501人以上ということで、高い状態になっております。まん延防止等重点措置がかかっております弘前市につきましては、500人以下ということになっております。

その下のスライド6ですが、人口10万人当たりの1週間の新規陽性者数の推移を、県全体と弘前市と比較してみたものです。まん延防止等重点措置の適用が開始された1月27日、この時点を見ていただきますと、弘前市の新規陽性者数が県平均、県全体に比ばまして突出して高いという状況にありました。ただ、現在は、ほぼ県平均に近い数値となっております。

ページをお開きください。1週間当たりの新規陽性者のうち、高齢者の占める数と割合に

なっております。ここ1週間ほどを見ても、高齢者の新規陽性者数が減少しているということが見てとれます。

それからその下、スライド8になりますが、新規陽性者の年齢階級別割合の日別推移ということで、ここ3月に入ってから、10代あるいは10歳未満の年代の方の感染が多くなっております。

次のページ、スライド9になります。これはまん延防止等重点措置が適用されております弘前市を含む弘前保健所管内になりますが、やはり県全体と同様に10代、10歳未満の年齢層の感染が多い状況が続いております。

その下の折れ線グラフですが、1週間当たりの感染経路不明の割合になります。まん延防止等重点措置が適用されております弘前市を含む弘前保健所管内は、積極的疫学調査の重点化等により、感染経路不明の割合が高い状況が続いております。

次に、ページをおめくりいただきましてスライド11になります。クラスターの発生状況、3月12日までに公表したもので、3月12日の直近1週間、それから3月5日の直近1週間で比較したものになります。保育施設のクラスターが若干減っておりますが、高齢者等の施設関係のクラスターが増えているという状況にあります。

次に、入院療養等の状況になります。スライド13を御覧ください。先ほども御説明いたしました、入院患者数、重症者、入院者数のうち、重症が6名、中等症が27名、これは3月17日現在の数値となりますが、重症・中等症は相変わらず多い状況にはないということになります。

それから、その下のスライド14になります。県全体の病床使用率のグラフになります。一時期50パーセント前後で推移しておりましたが、現在は30パーセント台に落ち着いてきております。

次のページをおめくりください。スライド15、自宅療養者数と療養等調整者数の合計（県全体）の数字になります。日々の新規陽性者数が高止まりしております関係で、この自宅療養者数と療養等調整者数の合計は高止まりしている状況にあります。

次に、まん延防止等重点措置について、スライド17を御覧ください。これは政府新型コロナウイルス感染症対策分科会で3月11日に示されたまん延防止等重点措置終了の考え方について記載したものです。下線を引いております部分、

- ・新規陽性者数が微増傾向又は高止まりしていても、病床使用率が低下し、医療への負荷が低下する見込みであれば終了できるのではないか。

- ・病床使用率、重症病床使用率が50パーセントを超えていても、急激な増加が見られず、かつ、新規陽性者数が減少傾向であり、今後、病床使用率、重症病床使用率が減少し、医療への負荷が低下する見込みであれば終了できるのではないか。

こういった考え方が示されております。

本県の重点措置の終了の考え方における青森県の現況を示したのが、その下のスライド18になります。新規陽性者数は実数で3,258人、前週に比較して0.973。高止まりの状態ではありますが、若干減少しているという状況になります。それから病床使用率が3月17日現在で33.6パーセント。先ほども御説明いたしましたように50パーセントを下回り、徐々に低下しております。また、入院が必要な新規陽性者は入院できる体制が維持されております。重症病床使用率は19.4パーセント。重症患者の対応を行うことが可能な体制が維持されております。自宅療養者数と療養等調整者数の合計ですが、3月17日現在で3,805人、前週比1.114。若干増加しております。全体として、週ごとに比較していくとほぼ横ばいで推移しており、毎日の新規陽性者数、療養等完了者数がほぼ釣り合っている状況にあると判断しております。

次のページをお開きください。これまでグラフ数値等で見てまいりました本県の感染状況についての評価のまとめということになります。

まず、新規陽性者数は、直近7日間及び対前週比を見ましても、高止まりしている状況にあります。また、感染経路が判明している新規陽性者のうち、保育施設・学校系クラスター

関係が16件、600人超にのぼり、その主要な要因となっております。

次に、新規陽性者数のうち、65歳以上の高齢者数と割合は、先ほどのグラフで御説明いたしましたとおり、徐々に低下してきております。60歳以上の新規陽性者の占める割合は、全国と比較しても少ないため、一定程度高齢者の感染を押さえ込んでいる状況と評価できます。

次に、まとめの3番のところになります。病床使用率については、2月28日、51.4パーセントありましたが、現在は徐々に低下しておりまして30パーセント台ということになっております。入院が必要な新規陽性者が発生した際には、入院できる体制が維持できております。

それから4番目になりますが、先ほども御説明いたしました、自宅療養者数と療養等調整者数の合計数については、毎日の新規陽性者数、療養等完了者数等がほぼ釣り合っている状況になります。また、自宅療養者への連絡・状態確認等は滞りなく実施できております。

こういったことから、現在の感染状況については、医療への負荷増大により大きな支障が生じるような事態には至らないものと見込まれております。

最後に、先般、国に対し、まん延防止等重点措置の終了の要請を行いました。スライド22のところにありますように、まん延防止等重点措置が終了した場合であっても、現在、県内の新規陽性者数が高止まりしている状況にあります。また、これから年度末・年度始めを控えて、青森県内外ともに人の流れが活発となる時期となります。これらを踏まえ、引き続き青森県独自のさまざまな場面に応じた感染防止対策の強化等が必要であると考えております。

私からの説明は以上となります。

○坂本危機管理局次長

次に、青森県対処方針の変更につきまして、統括調整部より説明いたします。

○橋本統括調整部長

それでは資料4を御覧ください。3月18日に変更いたします県の対処方針となっております。変更点を簡単に御説明いたします。

まず、現在の状況ですが、先ほど健康福祉部からありました検討も踏まえ、まん延防止等重点措置の解除を要請し、政府の本部会議で決定の上、3月21日に終了するという点になるという点、そして先ほど健康福祉部からありましたように、本県の感染状況は、新規感染症患者の発生が高止まった状態にあるということに加えて、今後3月下旬から4月上旬は人の流れや人同士の接触機会が増加し、感染リスクが高まることから、これまで取り組んできた県独自の対策を継続・徹底していく必要があるという点を記載しております。

3の重点対策の中に、これまではまん延防止等重点措置の記載がございましたが、この部分については、21日に終了することから削除となっております。

次の2ページにあります、5の協力要請の内容が変わりますので、別紙ということで、5ページを御覧いただきたいと思っております。こちらが3月22日から4月10日まで、この4月10日というのは、先ほど申し上げましたように、3月下旬から4月上旬の進学や就職・転勤等に伴う移動をきっかけとして、人と人との接触の機会が増えることから、感染のリスクが高まることを踏まえて、まん延防止等重点措置の解除がされた翌日22日から4月10日まで、その考え方に基づいて対策を継続するという点で協力要請としております。

変わった部分ですが、外出・移動の7です。これまでは、まん延防止等重点措置を実施すべき地域との不要不急の往来は控えるということがありましたが、これはまん延防止等重点措置が全国的に全て解除になっておりますので、ここは不要不急の都道府県間の移動は極力控えてください等といった記載としております。それから、次の飲食・会食等の部分にありましたまん延防止等重点措置に関わる要請の部分が削除となっております。

それから6ページですが、イベント等の開催というところの一つ前に、飲食店等の営業時

間短縮や、大規模集客施設の入場関係の対策が、まん延防止等重点措置の実施に伴って記載されておりました。ここの部分についても削除となっております。

それからイベント等の開催についてですが、3月22日からはまん延防止等重点措置が終了したことに伴って変わりますので、この部分が変更になります。これが次の資料5ということで、3月22日以降のイベント開催制限の考え方について、ここに詳細が記載されております。詳細の説明は省略いたしますが、表紙をめくっていただきますと、イベント開催制限の考え方についてとなっております。従来は、重点措置区域が適用になっていましたが、3月22日からは、その上に記載しておりますように県全域で感染防止安全計画策定の対象となるものについては、人数上限が収容定員まで、収容率100パーセント。その策定をしない規模のイベントについては、人数上限は5,000人又は収容定員50パーセントのいずれか大きい方で、収容率については大声なしのイベントは100パーセント、大声があるイベントについては50パーセントとなっております。これは、まん延防止等重点措置がかかる前の対応になったということになります。次のページ以降、詳細となっておりますが、ここで説明は省略いたします。

次に、資料6ですが、いわゆる特措法に基づく協力要請と県独自の対策を一つにした資料となっております。こちらについても3月22日から4月10日までということで、県独自の対策も4月10日まで継続することとなります。変更されている部分については、先ほどのものと同様に、まん延防止等重点措置に関わる部分は削除となっております。その上で、イベント等の開催になりますが、県主催の不特定あるいは多数の県民が集まるイベント・行事等は原則として中止・延期を継続ということで、その次のページを見ていただきますと、下のほうにある県主催イベント・行事等の開催の考え方にありますように、終了時期を4月10日までとして、引き続き継続するということとなります。

それから、また1ページに戻りますが、県有施設等の取扱いについてです。不特定あるいは多数の県民等が利用する県有施設については、原則として休館となります。これについては、県有施設は所在市町村だけではなく広く県内外から利用される方が見込まれ、感染のリスクが高まるこの時期においては、引き続き、原則休館・使用中止を継続せざるを得ないと判断しております。ただ、県立図書館とアピオ青森で行っている図書の貸出・返却というサービスについてですが、こちらについては人と人との接触の機会を作らないような工夫をしながら、図書の貸出・返却については再開する方向で関係部局において検討していただくということとなっております。

次に学校、教育・保育施設等の対策のうち、2つ目です。県立学校における対策は、原則として継続しますが、部活動については厳格な感染防止対策を講じた上で、限定的に実施するというので、この取扱いについては、後ほど教育部から説明がございますので、私の説明は省略させていただきます。

以上の取扱いの基本となる部分について、この次のページと、その次のページに記載がございますので、参照していただければと思います。私からの対処方針の変更等に関する説明を終わります。

○坂本危機管理局次長

県独自の感染防止対策のうち、県立学校における対策につきまして、教育部より説明いたします。

○和嶋教育部長

資料6の3ページを御覧ください。県立学校の対策について御説明いたします。県内の感染状況を踏まえ、原則として現在の対策は継続しますが、新年度の活動を見据え、一部変更することとしています。

まず、(1)の学校生活における密の回避については、これまでの対策を継続します。

(2)の部活動・対外試合等の制限については、新年度の活動を見据え、①の活動につい

ては週3日以内に、③の公式試合については慎重な判断の上、参加可能とし、その他はこれまでの対策を継続します。なお、活動の実施に当たっては、校長が各部活動の感染防止対策についてチェックリストを用いて点検し、活動の可否を判断すること、これにつきましては、活動中も感染防止対策が遵守されているか管理職が点検し、必要な指導を行うこととしておりますが、このような厳格な感染防止対策を講じていきます。さらに、新入生を含め、部活動に参加する児童生徒に対し、感染防止対策の必要性等について指導します。

(3)の外部人材の活用については、これまでの対策と同様に原則禁止とします。実施期間は3月22日から4月10日までとし、各市町村教育委員会教育長や、また総務部を通じて私立学校にそれぞれ県に準じた対策を講じるよう、本日付け通知により協力を依頼します。また、近く春休みを迎えることから、児童生徒の感染を防止するため、家庭での基本的な感染防止対策の徹底、都道府県間の移動の慎重な検討、会食時の感染防止対策等についても、児童生徒及び保護者に注意喚起することとしています。以上となります。

○坂本危機管理局次長

続いて、先般開催されました青森県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の内容につきまして、健康福祉部から報告いたします。

○奈須下健康福祉部長

それでは資料7で、3月15日に開催いたしました、第12回青森県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の意見のまとめについて御報告いたします。

この専門家会議におきましては、まず一点目として、今後も一定程度、保育施設・高齢者施設関連の新規陽性者が発生するものと思われるが、現在の対策を徹底・継続することで新規陽性者の低減が見込まれること、病床使用率が徐々に低下しており、医療への負荷増大により大きな支障が生じるような事態には至らないものと見込まれることとした県の感染状況の評価は妥当であること、二点目として県の感染状況の評価を踏まえると、飲食店対策が中心のまん延防止等重点措置の解除要請は妥当であること、三点目としてまん延防止等重点措置を解除した場合であっても、引き続き新型インフルエンザ特別措置法に基づく、県独自の様々な場面に応じた感染防止対策の強化等を実施する必要があること、との結論にいたりました。

なお、会議においては、各委員からさまざまな立場で御意見をいただきました。具体的には、感染者数が高止まりで推移し、学校や施設での感染が継続していることなどから、引き続きの基本的感染防止対策の徹底が重要である。また、時節柄会食の機会が増加することも想定されることもあり、まん延防止等重点措置の解除も、引き続き飲食店等の少人数の利用など、会食における感染対策のお願いを続ける必要があるといった御意見をいただいております。

県といたしましては、これらの御助言・御意見を踏まえまして、今後の感染拡大防止に役立てていくこととしたいと考えております。以上です。

○坂本危機管理局次長

ここまでの説明につきまして質問等ございますでしょうか。よろしいですね。

それでは、本部長から指示事項とメッセージをお願いいたします。

○三村本部長

まず、指示事項です。

昨日、政府において、本県に適用されているまん延防止等重点措置を3月21日に終了することなどが決定されました。

しかしながら、県内の新規感染症患者の発生は高止まりの状況にあり、現在の感染状況を踏まえると、今後も一定程度、保育施設や高齢者施設、小学校などにおいて感染が広がるも

のと思われます。また、進学・就職・転勤等に伴い、人の流れや人同士の接触機会が増加することで、感染リスクも高まります。

したがって、これからも気を緩めることなく、感染防止対策を徹底しなければならない状況に変わりはありません。

そのため、関係部長から説明があったように、本県では、県内全域を対象として本県が独自に実施している県有施設の休館や県立学校における対策などについて、4月10日まで延長するものです。

関係部にあつては、引き続き、市町村などとも連携しながら、それぞれの対策を通じて、感染拡大防止に最大限取り組むとともに、厳しい事業環境に置かれている事業者の方々に對して、国の支援制度の活用も含め、資金繰りや事業継続の支援等をお願いします。

県民の皆様方からの問い合わせ等に対しても、県の取組やその考え方等について丁寧に説明するようお願いします。

また、家庭内を含めて様々な場面で感染が広がっていますので、職員各位にあつては、公私を問わず、基本的な感染防止対策を徹底し、感染リスクの高い場所・場面はできるだけ避けるようにしてください。その上で、風邪症状、だるさ、喉・鼻の違和感が続くと感じたら、無理に出勤せず、速やかに医療機関に相談するようお願いします。

以上、依然として厳しい局面が続きますが、「感染拡大を繰り返さない」との思いを共有し、各部の力を結集の上、全庁一丸となって取り組むよう指示します。

県民の皆様方にお話させていただきます。

昨日、政府において、本県に適用されているまん延防止等重点措置を3月21日に終了することなどが決定されたところです。

青森県内の感染状況は、弘前市を含め新規感染症患者の発生が高止まりの状況にあるものの、病床使用率は50パーセントを下回り、現状30パーセント台となるなど低下傾向にあり、また、リスクが高い高齢者の感染も全国と比較して一定程度抑え込んでおり、医療がひっ迫する状況にはないものと考えています。

こうしたことから、県としても、3月16日に当該措置の解除について政府に要請したところです。

その一方で、現在の感染状況を踏まえると、今後も一定程度、保育施設や高齢者施設、小学校などにおいて感染が広がるものと思われます。また、時期的にも、進学・就職・転勤等に伴い、人の流れや人同士の接触機会が増加することによって、感染リスクも高まると考えられるところです。

そのため、まん延防止等重点措置終了後においても、県内全域を対象として本県が独自に実施している現在の対策の徹底・継続などにより感染拡大を抑え込む必要があると考えています。

具体的には、不特定あるいは多数の方が利用する県有施設の原則休館や使用中止、県立学校における対策などについて、4月10日まで延長します。なお、部活動については、厳格な感染防止対策を講じた上で、限定的に実施することとするものです。

対策期間の延長につきましては、本当に心苦しいところではありますが、感染症患者の発生が高止まりの状況にあること、時期的な問題もあることから、県民の皆様方も、何とぞ気を緩めることなく、基本的な感染防止対策の徹底をお願いいたします。

その上で、特にお願いしたいことがあります。「STOP! オミクロン」ということで、感染を広げないために、熱、のど、せきなど、具合が悪い時は、「STOP! 出勤」。職場の管理者・経営者の方々を含め、皆様方には繰り返しお願いしておりますが、このことが今後最も重要になると考えております。また、子どもの登校・登園につきましても同様に、熱、のど、せきなど、具合が悪い時は、何とぞお考えいただきたいと思っております。

加えて、最近の状況としては、家庭内の感染も、オミクロン株の特徴として、非常に増えています。御家族に感染が疑われる人や具合が悪い人がいましたら、自宅においても、全員

がマスクを着用し、接触を避けるなど、細心の注意をお願いします。地道な対策ではありませんが、それぞれの職場や施設、学校等を守るため、何とぞお気をつけいただきたいということをお願いせざるを得ない状況です。

そして、これからの時期、年度末・年度始めが近づくにつれ、移動や会食などの機会も増える状況です。会食といえば、夜にアルコールを飲むということをイメージされるかもしれませんが、ウイルスの感染は、朝昼晩関係なく発生します。場面に応じた対策をとり、感染リスクが高い場所や場面はできるだけ控えていただき、ひとつの密もないことを心掛けていただきたいと思います。

また、会食等の場面は一定の感染リスクが高まりますので、普段一緒にいる方同士で少人数というこれまでの基本を守っていただくこと、また、会話時は必ずマスクを着用することを強くお願いいたします。

春の訪れとともに、様々な活動が活発になる時期ですが、今年の春も、県民の皆様方と力を合わせ、感染拡大の抑え込みに取り組む必要があります。

お一人お一人の感染防止対策がこの局面を乗り越える大きな力となります。県としても、感染拡大防止やワクチン接種の加速化などに最優先で取り組んでまいります。重ねまして、県民の皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げます。

力を合わせて「STOP! オミクロン」、よろしくお願いします。

○坂本危機管理局次長

以上をもちまして、本日の危機対策本部会議を終了いたします。ありがとうございました。